



令和 5 年 1 0 月 3 日 議会事務局 総務課 電話 2 4 5 - 5 4 6 4

千葉市議会議員の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員の資産等報告書の 閲覧を10月10日(火)から開始しますので、お知らせします。

1 対象者

議員 (50人)

2 資産等報告書

議員は、その任期開始の日(令和5年5月1日)において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

<報告すべき資産等>

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物
- ④預金及び貯金(普通預金及び普通貯金を含む。)
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- 9借入金

【報告書の作成および閲覧スケジュール】

基準日	作成期間	閲覧準備期間	閲覧開始日	保存期間
R5. 5. 1	R5.5.1 (月) ~ R5.8.8 (火)	R5.8.9 (水) ~ R5.10.7 (土)	R5.10.10 (火) ※期限等の特例による	R10. 8. 8

※閲覧開始日が千葉市の定めた休日にあたるときは、市の休日の翌日となる。

3 報告書の保存および閲覧

(1) 保存期間 報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間

(2) 閲覧対象者 何人も閲覧できる

(3) 閲覧開始日 令和5年10月10日(火)

(4) 閲覧時間 9:00~17:15

(5) 閲覧場所 議会事務局総務課(市役所低層棟6階)